

へきなん障害者ハーモニープラン（第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画）の策定について（報告）

1 策定の趣旨

へきなん障害者ハーモニープランは、障害者基本法に定める「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「障害児福祉計画」を一体のものとして捉え、障害福祉施策の基本的な指針とその実施すべき方針を示した総合的かつ中長期的な計画である。

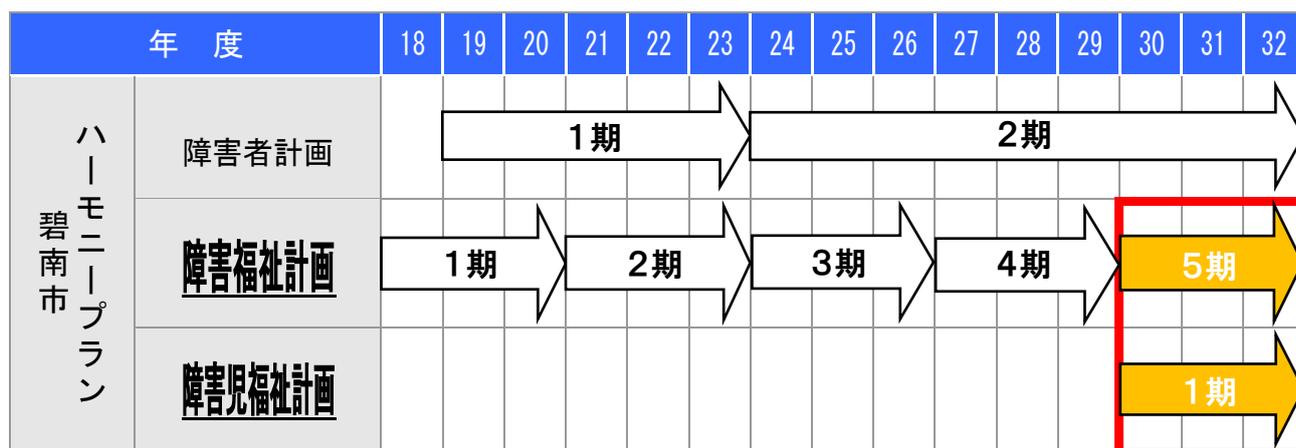
このうち「障害福祉計画」について、「障害者計画」で定める生活支援に係る障害福祉サービスに関する見込量及び方針を定め、今回第4期計画（平成27年度から平成29年度まで）に引き続き、第5期計画を策定する。

また、「障害児福祉計画」について、障害児通所支援等サービスの種類ごとの見込量及び方針を定め、今回第1期計画を策定する。

なお、「障害者計画」については、平成32年度までの計画期間であるため、平成32年度に策定する。

2 計画の期間

平成30年度から平成32年度まで



(今回策定)

3 計画の策定体制

(1) へきなん障害者ハーモニープラン（第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画） 策定委員会の設置

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき設置している碧南市地域自立支援協議会を策定委員会と位置付け、平成29年11月までに4回開催し、計画について審議を行った。

イ 開催経過

第1回 平成29年 6月29日（木）

第2回 平成29年 9月15日（金）

第3回 平成29年10月19日（木）

第4回 平成29年11月16日（木）

(2) アンケート等の実施

市内の障害者及び障害児が主に利用している障害福祉サービス事業所、障害児者関係団体及びボランティア団体を対象に、ヒアリング及びアンケートを実施し、16の団体及び20の事業所の協力が得られた。（前回11団体、10事業所）

4 計画の概要

(1) 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して、「障害者ハーモニープラン」のタイトルどおり、障害者等と市民が調和（ハーモニー）して新しい、誰にとっても心地よい「和音」が響き渡るような、心豊かな社会の実現及び障害者が他の人とともに生活し、活動する社会「ノーマライゼーション」の考え方が、市民に浸透することを基本に、市民協働により、障害者等が孤立することなく、地域の中で自立と社会参加を実現するため、「ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む地域支援社会づくり」を基本理念とし、国及び愛知県の障害福祉計画に係る基本指針を受け、成果目標を達成するために現状の把握に努め、実情に合った見込量の設定を行う。

(2) 計画に定める事項

ア 障害福祉計画の成果目標の設定

(ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、平成28年度末の施設入所者数の2%以上削減

施設入所者の地域生活への移行は、平成28年度末の施設入所者数の9%以上

(イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、「市の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び地域包括ケアシステムの連携支援体制を平成32年度までに整備

(ウ) 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」及び「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が備えられた「地域生活支援拠点等」を平成32年度末までに市又は圏域に少なくとも1つを整備

(エ) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末における利用者数から2割以上増加

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

イ 障害児福祉計画の成果目標の設定

(ア) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、市に少なくとも1箇所以上設置

保育所等訪問支援の充実は、市又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業

所の確保は、市単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1箇所以上確保

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、圏域又は市において、保健、医療、保育、教育、就労支援、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

5 今後の日程

(1) パブリックコメントの実施

平成30年1月4日（木）から31日（水）まで

(2) へきなん障害者ハーモニープラン（第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画） 確定

平成30年3月9日（金）第5回碧南市地域自立支援協議会

6 策定計画案

別添資料「へきなん障害者ハーモニープラン第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画【素案】」のとおり